

大阪府基礎自治機能充実強化推進本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例（令和6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）」第21条の規定に基づき、「大阪府基礎自治機能充実強化推進本部（以下「本部」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、条例第20条の規定に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第3条 本部長は、本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部は原則公開とする。

(幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。幹事会は別表第2に掲げる職にある者及び知事が特に指名する者をもって構成する。

- 2 幹事会は、総務部市町村局振興課長が招集し、これを主宰する。
- 3 幹事会は、必要があると認めるときは、その都度関係課長等の出席を求めることができる。
- 4 幹事会の下部組織として、特定の課題を調整又は推進するため、必要に応じ検討会又はワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第5条 本部の事務局は、総務部市町村局振興課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（本部員）

| |
|-------------|
| 副首都推進局長 |
| 危機管理監 |
| 政策企画部長 |
| 総務部長 |
| 市町村局長 |
| 財務部長 |
| スマートシティ戦略部長 |
| 府民文化部長 |
| I R 推進局長 |
| 福祉部長 |
| 健康医療部長 |
| 商工労働部長 |
| 環境農林水産部長 |
| 都市整備部長 |
| 大阪都市計画局長 |
| 大阪港湾局長 |
| 教育長 |
| 警察本部長 |

別表第2（幹事会）

| | |
|------------|---------------|
| 副首都推進局 | 副首都推進担当課長 |
| 危機管理室 | 防災企画課長 |
| 政策企画部 | 政策企画総務課長 |
| 総務部 | 法務課長 |
| | 人事課長 |
| | 市町村局行政課長 |
| | 市町村局振興課長 |
| 財務部 | 財政課長 |
| スマートシティ戦略部 | スマートシティ戦略総務課長 |
| 府民文化部 | 府民文化総務課長 |
| I R 推進局 | 企画課長 |
| 福祉部 | 福祉総務課長 |
| 健康医療部 | 健康医療総務課長 |
| 商工労働部 | 商工労働総務課長 |
| 環境農林水産部 | 環境農林水産総務課長 |
| 都市整備部 | 都市整備総務課長 |
| 大阪都市計画局 | 総務企画課長 |
| 大阪港湾局 | 企画調整担当課長 |
| 教育庁 | 教育総務企画課長 |
| 警察本部 | 総務部総務課長 |
| | 警務部警務課長 |